

「多久へ来てくんしゃいー」

定住奨励金制度を実施しています

多久市では、平成27年4月から左記の定住奨励金制度を実施しています。市内への定住をお考えのご家族やご友人などがいらつしましたら、ぜひご紹介ください。

◆制度実施期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日



子育て・若者世帯定住奨励金

- 奨励金の対象となる人
多久市に定住することを目的として、新たに住宅を取得する申請者もしくは配偶者が40歳未満の世帯、または申請者に中学生以下の子がいる世帯
- 奨励金の額
(上限50万円)
【定住奨励金額】
20万円
【加算額】
転入加算20万円
地元業者加算20万円
- 申請期限 住民票異動後6か月以内
※平成27年4月1日以降の契約が対象となります

新規制度

三世帯同居増改築等補助金

- 補助金の対象となる人
申請者または三親等以内の親族が所有する住宅をリフォームして三世帯同居を始める人、または新たに住宅を取得して三世帯同居を始める人
- 補助金額 (上限50万円)
【増改築等補助金】
増改築等の代金または住宅取得価格の3%
【加算額】
地元業者加算 30万円
- 対象となる工事
三世帯同居を始めた日の前後1年以内に完了する工事

新規制度

空き家リフォーム補助金

- 対象となる工事
空き家バンクを介して売買契約し、市内業者を利用してリフォームする50万円以上の工事
- 補助金額 (上限50万円)
【基本額】
リフォーム代の10%
※ただし、上限30万円
【加算額】
転入加算 20万円
- 申請期限 工事請負契約前の申請

▼問い合わせ 総合政策課 ☎75-2116

「お忘れなく」

土地取引後は利用目的と価格の届出が必要です

「国土利用計画法」に基づき一定面積以上の土地を売買などで取引引きした場合、買主は契約締結日を含め2週間以内に、土地の利用目的や取引価格などを土地の所在する市町村に届出なければなりません。届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6か月以下の懲役または、100万円以下の罰金が科せられることがあります。

届出が必要な土地の面積

- 都市計画区域内 5,000㎡以上
- 都市計画区域外 10,000㎡以上

▶問い合わせ

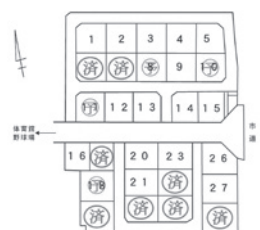
- 佐賀県土地対策課 ☎25-7034
- 多久市都市計画課 ☎75-4827

多久市定住促進住宅団地 中央公園東

〈現地案内会〉

中央公園東の住宅団地で、現地案内会を開催します。

住宅を建設するための土地購入を考えられている人、分譲内容について詳しく知りたい人は、ぜひお越しください。



- 日時 10月24日(土)、25日(日) 9時～17時
- 場所 多久市定住促進住宅団地 中央公園東
- その他 9月16日現在の分譲状況

▶問い合わせ 総合政策課 ☎75-2116

